

毎週火、金曜日発行（但休日には）とときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県みつばち転飼条例施行規則
- ◇告示 土地改良区設立認可  
建設業者の変更登録
- ◇選管告示 政党、協会、その他の団体の解散の際の  
收支に関する報告書要旨

## 規則

鳥取県みつばち転飼条例施行規則をここに公布する。

昭和三十一年四月三日

鳥取県知事 遠

藤 茂

### 鳥取県規則第十九号

鳥取県みつばち転飼条例施行規則

鳥取県みつばち転飼条例（昭和二十八年三月鳥取県条例第七号）に基づきこの規則を定める。

### （申請書等の様式）

第一条 みつばち転飼条例（以下「条例」という。）第三  
条第一項の規定による転飼許可申請書は第一号様式  
に、ほう場貸与同意書は第二号様式によらなければな  
らない。

### （変更申請書の様式）

第二条 条例第三條第二項の規定により許可を受けた事  
項を変更しようとするときは、第三号様式の申請書を  
提出しなければならない。  
（許可証の交付等）

第三条 条例第四條第二項の規定による転飼許可証は第  
四号様式及び第五号様式のとおりとし、第四号様式に  
よる許可証は一件につき一枚を、第五号様式による許  
可証は一巣箱につき一枚を交付するものとする。

2 条例第三條第一項の規定による許可を受けて転飼す  
る者は、前項の第四号様式による許可証を携帯し同項  
の第五号様式による許可証を巣箱の見やすい箇所には  
り付けておかなければならない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第2号様式

ほう場貸与同意書

貸与予定地	地目	貸与を受けるものの氏名	貸与予定期間	摘要

鳥取県みつばち転飼条例により転飼許可を得た場合には、上記のとおり私所有（使用中）の土地を貸与することに同意する。

年 月 日

土地所有者又は使用権者

住所  
氏名

㊟

第1号様式

みつばち転飼許可申請書

年 月 日

鳥取県知事 殿

本籍地  
現住所  
通信連絡場所  
氏名又は名称及び代表者氏名

㊟

下記のとおり転飼したいので許可願いたく鳥取県みつばち転飼条例第3条第1項の規定により申請します。

記

転飼しようとする場所	左の土地所有者住所氏名	ほう群数	転飼期間	飼育管理者住所氏名
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	

注意 転飼しようとする場所は字、番地まで記入すること。

第4号様式

年 第 号	
みつばち 轉 飼 許 可 証	
住 所	
氏名又は名称及び代表者氏名	
ほ う 群 数	
轉 飼 の 期 間	
そ の 他 の 条 件	
年 月 日	
鳥取県知事 印	

用紙は 縦 18センチメートル  
横 25.7センチメートル

第5号様式

6センチメートル

みつばち 轉 飼 許 可 証

No.

鳥取県

8センチメートル

養ほう業者氏名	
轉 飼 の 場 所	
轉 飼 の 期 間	

円の直径は3.6センチメートル円の内の矩形は3センチメートル×0.7センチメートル

第3号様式

みつばち 轉 飼 変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

鳥取県知事 殿

本 籍 地

現 住 所

通信連絡場所

氏名又は名称及び代表者氏名 印

年 月 日付 号をもつて許可された事項を下記のとおり変更したいので許可願いたく鳥取県みつばち轉飼条例第3条第2項の規定により申請します。

記

転飼しようとする場所	左の土地所有者住所氏名	ほう群数	転飼期間	飼育管理者住所氏名
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	

注意 転飼しようとする場所は字番地まで記入すること。

告示

鳥取県告示第百三十五号

日野郡江府町大字下蚊屋筒井京一外十四人の者から申請のあつた下蚊屋土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十一年二月二十六日認可した。

昭和三十一年四月三日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第百三十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十一年三月十六日変更登録した。

昭和三十一年四月三日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号 登録年月日 商号又は名称

鳥取県知事登録 昭和三十年 親和土建株式会社

おもな営業所々在地 申請者氏名  
鳥取市瓦町一 鳥取市 勝治  
(新)河田 勝治  
(旧)松浦 武儀

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条の規定により、次の団体から解散の届出があつたが、その際における寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十一年四月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 種類 政党、協会、その他の団体の收支に関する報告書要旨  
二 期間 昭和三十一年一月一日から昭和三十一年三月三日まで

三 報告書の要旨

自由党鳥取県支部	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	昭和三十一年三月三日	
報告書受理年月日	寄附及び収入又は寄附の総額	一件千円以上の寄附総額	一件五百円以上の寄附総額	支出の総額	一件千円以上の支出総額	一件五百円以上の支出総額	報告書受理年月日				

- 四 主たる寄附者及び支出
- (一) 寄附者 該当なし
- (二) 支出 該当なし